

藤里町高齢者等宅除排雪助成事業のお知らせ

～ 玄関前除排雪・屋根の雪下ろし費用を助成します ～

◆ 対象者 ◆

藤里町に住んでいる方で、自力で除排雪が困難であり、親族や近隣者の援助を受けられない、下記のいずれかに該当する世帯。

- ① 70歳以上の高齢者のみの世帯
(令和4年3月31日までに70歳になる方を含む)
- ② 世帯の全員が身体障害者手帳の「1級」か「2級」を所持
- ③ 世帯の全員が療育手帳の「A」を所持
- ④ その他特別な事情がある世帯



◆ 除排雪の内容 ◆

【玄関前除雪】

積もった雪の深さが 20cm以上 のとき、玄関前から公道までの通行部分の除雪を行います。

状況に応じて排雪や軒下の堆積した雪が通行に危険を及ぼすと判断した場合にも対応します。

更に、雪の深さが20cm以下であっても生活に支障をきたす場合がありますのでご相談ください。

【屋根の雪下ろし】

屋根の上の雪の厚さが 50cm以上 となったとき、住宅部分のみ の雪下ろしを行います。

(物置等の附属建物は事業の対象外です。)



◆ 利用方法 ◆

地区の 民生児童委員 又は 社会福祉協議会 に依頼をしてください。

現地を訪問し、事業の実施が適当と判断された場合、町社協が作業登録者に連絡をします。短時間で済む軽度な除排雪作業については、町社協へ登録された共助組織やNPO、隣人等でも作業できますが、除排雪完了後に連絡をいただいても、事業の対象にはなりません。

◆ 助成額 ◆

1回につき2万円を上限 として助成します。

助成額を超えた分については 利用者負担 となります。

また、2時間未満の軽度な作業については、30分で500円を助成し、1回の上限を2千円とします。

※一世帯総額、年間6万円まで助成が可能です。



【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79-2113

藤里町社会福祉協議会 ☎ 79-2848